

ふれあい・子育てサロン普及支援事業助成金交付要領

1 事業名

ふれあい・子育てサロン普及支援事業

2 目的

本事業は、地域を拠点に、子育ての当事者及びボランティアなどの地域住民による自主的な活動を通じて子育てを楽しみ、仲間づくりを行う「ふれあい・子育てサロン」を新規に開設する団体や既設サロンで備品等を購入しようとする団体に対し、助成金を交付し「ふれあい・子育てサロン」が市内に普及することを目的とする。

3 助成対象の団体

次の要件を全て充足するサロンを運営する（しようとする）団体

（１）主に、乳幼児から就学前の子どもを有する親子を対象とするサロン。

（参加者を制限しないものに限る。）

（２）継続的・安定的・効果的な運営が見込まれるサロン。

（３）社協と連携が取れるサロン。

（留意事項）

①申請者の法人格の有無は問わない。

②サロンの名称は問わない。

③上記（１）に記載されている「参加者を制限しないものに限る。」とあるが、これは参加者を限定もしくは固定しないという意味であり、参加者が自由に出入りでき、気軽に参加できる地域に開かれたものであるということを示す。

4 助成額

ふれあい・子育てサロン普及支援事業予算の範囲内とし、年度ごとに定める。（助成金希望団体募集文書に記載）

5 助成対象経費

（１）備品・消耗品

遊具、絵本、積み木、楽器、乳幼児の危険防止用マット、安全柵、ままごとセット等

（留意事項）

・新品購入に限る。申請した物品購入は助成金交付決定後であること。

（２）印刷費

サロン参加者募集チラシ等

（留意事項）

・自主制作に要する経費を含む。また、業者に発注される場合は、助成金交付決定後のものに限る。

(3) 研修費

サロン支援ボランティアの研修経費、講師謝金等
(留意事項)

・助成金交付決定後に開催される研修会に係る経費に限る。

6 助成事業実施期間

翌年2月末までに実績報告書を提出できるようにしてください。

助成金が残りそうな場合は12月末までに事務局 32-3183 へ連絡ください。

7 申請期限 本年5月末日

8 申請提出書類

①助成金交付申請書(第1号様式)、②事業計画書・予算書(第1号様式の2)、
③見積書(写し)※1件1万円以上の備品に限る、④その他参考となる書類(規約、
実施計画等)、

9 書類提出先

いちき串木野市社会福祉協議会

〒896-0035 いちき串木野市新生町183番地

串木野高齢者福祉センター

TEL 0996-32-3183

10 審査・選考方法

助成金の交付対象サロンは、提出書類を基に、書類審査(申請要件や
提出書類の確認等)の結果をふまえ協議のうえ選考決定する。

11 選考結果

選考結果は、申請したすべての団体に対し、文書で通知する。

助成金が決定した団体は事業を実施してください。

12 助成金の交付

決定後2週間以内に、助成金交付決定団体に、助成金を交付する。

13 助成事業完了提出書類

事業終了後は、「助成事業完了報告書」(第4号様式)に別に定める添付
書類を添えて提出する。①令和3年度ふれあい子育てサロン普及支援事
業完了報告書(第4号様式)②事業報告書(第4号の2様式) ③活動
写真 ※提出期限 来年2月末日